

令和7年4月30日付け県公報第616号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年9月2日

静岡県知事 鈴木康友

1 測量機関

掛川市

2 作業の種類

公共測量（基準点測量）

3 作業期間

変更前 令和7年4月10日から令和7年10月26日まで

変更後 令和7年4月10日から令和7年8月21日まで

4 作業地域

掛川市浜野地内